

令和6年2月 時津町農業委員会総会

日時 令和6年2月26日（月曜日）10時～10時30分

場所 時津町役場第2庁舎3階会議室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 非農地通知の発出について

日程第3 報告第1号 農地法第5条の規定による届出（受付番号第1-56号）

報告第2号 農地法第5条の規定による届出（受付番号第1-57号）

報告第3号 農地法第5条の規定による届出（受付番号第1-58号）

3. 出席委員

○農業委員（11名）

1番 朝長 克二 2番 吉川 博美 3番 坂本 敬治

4番 小畷 栄一 5番 高橋 達男 6番 溝上 勝也

7番 池田 稔 8番 濱田 信 9番 渡辺 洋一

10番 水口 直喜 11番 辻 文美

○農地利用最適化推進委員（3名）

1番 岳田 稔人 2番 溝上 直美 3番 植田 秀之

4. 議事録署名人 7番 池田 稔 8番 濱田 信

議事録

○議長

皆さんおはようございます。

それでは総会に入ります。ただ今の出席委員は、農業委員11名、推進委員3名であります。会議規則第7条の規定の定数に達しておりますので、これより令和6年2月の農業委員会総会を開催いたします。日程第1、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は、会議規則第14条の規定に基づき、7番池田委員、8番濱田委員を指名いたします。日程第2、議案第1号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局

議案第1号、非農地通知について説明いたします。国からは山林化している農地は原則非農地として整理することという通知が発出されております。本町では本年度の農地利用状況調査の結果をもとに、本町の農地の状況を勘案し、検討いたしまして、本年度の対象者の案を非農地通知発出一覧に記載しております。対象の農地は80筆、面積合計は8,614㎡、農地所有者は37名です。該当する農地につきましては担当委員と事務局により再度、現況確認を行っております。これらの土地につきましては、周りと一体的に山林化している箇所や隣地の開発等により異形・急峻な土地となっており、とても耕作地に戻すことができないという土地をあげております。以上です。

○議長

本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら、議案第1号に賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認めます。よって、議案第1号は原案どおり決定することといたします。日程第3、報告案件が3件あります。事務局は説明をお願いします。

○事務局

報告第1号、農地法第5条の規定による届出、受付番号第1-56号について説明いたします。1ページをご覧ください。譲受人は浜田郷〇〇の〇〇さんと〇〇さん、譲渡人は西時津郷〇〇の〇〇さん、農地は浜田郷

〇〇外1筆、地目は畑、地積合計は251㎡、市街化区域内の第3種農地で区画整理区域内の仮換地は〇街区〇と〇です。譲受人は住宅用地として利用すべく届出を行うもので、権利の種類は所有権の移転、権利の期間は永久です。2ページは届出書です。転用により生ずる付近の農地・農作物等の被害防除施設の概要は、近隣に農地がないため、必要ありません。6ページは位置図です。申請地は〇〇公園の南側付近です。7ページは現況写真、8ページは仮換地通知書、9ページは仮換地位置図です。

続きまして、11ページをご覧ください。報告第2号、農地法第5条の規定による届出、受付番号第1-57号です。譲受人は久留里郷〇〇の〇〇さん、譲渡人は野田郷〇〇の〇〇さん、農地は野田郷〇〇と〇〇、地目は田、地積合計は999㎡、市街化区域内の第3種農地です。譲受人は建売分譲住宅用地として利用すべく届出を行うものです。権利の種類は所有権の移転、権利の期間は永久です。12ページは届出書です。転用により生ずる付近の農地・農作物等の被害防除施設の概要としましては、コンクリートブロック擁壁を設置し、給水は上下水道から引き、排水は既設の排水水路へ放流することとしています。14ページは位置図です。申請地は西時津左底線野田工区の終点付近、〇〇周辺です。15、16ページは現況写真です。

続きまして、19ページをご覧ください。報告第3号、農地法第5条の規定による届出、受付番号第1-58号です。譲受人は長崎市岡町〇〇の〇〇さん、譲渡人は西時津郷〇〇の〇〇さん、農地は浜田郷〇〇、地目は畑、地積は4.1㎡、市街化区域内の第3種農地で区画整理区域内の仮換地は〇街区〇です。譲受人は住宅用地として利用すべく届出を行うものです。権利の種類は所有権の移転、権利の期間は永久です。20ページは届出書です。契約の内容は売買による所有権の移転です。転用計画としまし

ては、○街区○、○街区○と一体的に住宅用地として活用する計画です。
転用により生ずる付近の農地・農作物等の被害の防除施設の概要は、隣接
土地・建物等に支障がないように十分注意、管理し、被害が出た場合は責
任をもって解決するとのことです。22ページは位置図です。申請地は○
○公園の西側付近です。24ページは現況写真、25ページは住宅の配置
図、26ページ以降は仮換地通知、仮換地位置図です。以上です。

○議長 本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら報告を
終わります。以上をもちまして、2月の農業委員会総会を閉会します。次
回は3月26日（火）午前10時から第二庁舎3階会議室で開催します。